

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年5月13日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

【会社名】 カルナバイオサイエンス株式会社

【英訳名】 Carna Biosciences, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉野公一郎

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島南町一丁目5番5号

【電話番号】 078-302-7039(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 相川法男

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島南町一丁目5番5号

【電話番号】 078-302-7039(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 相川法男

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第10期 第1四半期 連結累計期間		第11期 第1四半期 連結累計期間		第10期	
	自 至	平成24年1月1日 平成24年3月31日	自 至	平成25年1月1日 平成25年3月31日	自 至	平成24年1月1日 平成24年12月31日
売上高 (千円)		127,346		177,048		510,829
経常損失 () (千円)		114,201		68,819		442,656
四半期(当期)純損失 () (千円)		116,976		71,533		449,994
四半期包括利益又は包括利益 (千円)		90,922		16,321		428,632
純資産額 (千円)		928,262		879,632		880,792
総資産額 (千円)		1,224,540		1,131,410		1,116,893
1株当たり四半期(当期) 純損失金額 () (円)		1,992.44		982.60		7,328.33
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)						
自己資本比率 (%)		75.8		77.5		78.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

- (1) 当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。
- (2) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（重要事象等）
- 当社グループは、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況（重要事象等）が存在しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、米国経済が緩やかな回復基調で推移し、欧州の金融状況が下げ止まり感を示しつつ推移するなかで、わが国政府と日銀による積極的なデフレ脱却政策に伴う為替相場の円安への転換などにより、輸出関連企業を中心に、一部で好転の兆しが見え始めているものの、依然予断を許さない先行き不透明な状況で推移いたしました。当社グループが属する製薬業界におきましては、これまで大手製薬企業の収益を支えてきた大型医薬品の特許切れに伴うジェネリック医薬品への代替が着実に進行する中、新たな収益の柱となる新薬の研究開発競争は一段と激しさを増しております。特に新薬の研究開発における中心地域である北米において、画期的な新薬の研究の中心が大手製薬企業よりバイオベンチャー企業に移行しつつあり、今後も全世界的な新薬の研究開発体制はオープンイノベーションへ加速度的に進んでいくものと思われ、このような環境の中で、大手製薬企業は臨床試験をはじめとする開発段階を中心にその役割を担い、当社をはじめとするバイオベンチャーが新薬創製の担い手として位置づけられるようになり、新薬の創製研究における重要性が増しております。

このような外部環境の中、当社グループは、キナーゼ創薬に係る創薬基盤技術を核とした創薬支援事業並びに創薬事業を積極的に展開し、事業の拡大を図ってまいりました。

セグメント別には、創薬支援事業におきましては、特に北米地域の売上拡大が重要との認識から、大手製薬企業の研究拠点の統廃合による顧客ネットワークの再構築を図る中で、近年創薬研究の主要な担い手として台頭してきたバイオベンチャーへの販路拡大に積極的に取り組むとともに、他社との差別化を図るために重要なオンリーワン製品・サービスの拡大に注力してまいりました。また、創薬事業におきましては、キナーゼタンパク質を標的とした創薬研究を精力的に推進してまいりました。当社は、ガン、免疫炎症疾患、神経変性疾患からなる4つの研究テーマで創薬研究を進めており、各テーマは、非臨床試験段階にあります。当社では、より効果的な研究開発活動を推進していくためにガンを重点領域として、細胞、動物試験等の高次評価系を共通化することで効率的な創薬研究を行なってまいりました。これら創薬研究と並行して大手製薬企業等への導出交渉を継続的に行ってまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は177,048千円（前年同四半期比39.0%増）、営業損失は71,027千円（前年同四半期は115,043千円の損失）、経常損失68,819千円（前年同四半期は114,201千円の損失）、四半期純損失71,533千円（前年同四半期は116,976千円の損失）となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

創薬支援事業

キナーゼタンパク質の販売、アッセイ開発、プロファイリング・スクリーニングサービス及びセルベースアッセイの提供等により、創薬支援事業の売上高は177,048千円（前年同四半期比39.0%増）、営業利益は56,705千円（前年同四半期比11,028.1%増）となりました。売上高の内訳は、国内売上は110,655千円（前年同四半期比31.6%増）、北米地域は39,252千円（前年同四半期比54.7%増）、欧州地域は25,731千円（前年同四半期比81.2%増）、その他地域は1,409千円（前年同四半期比62.1%減）であります。

創薬事業

当第1四半期連結累計期間の創薬事業において、売上高の計上はなく（前年同四半期は売上高の計上なし）、営業損失は127,732千円（前年同四半期は115,553千円の損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は1,131,410千円となり、前連結会計年度末と比べて14,516千円増加しました。その内訳は、現金及び預金の減少68,701千円、売掛金の増加8,425千円、有形固定資産の減少3,620千円、投資有価証券の増加80,578千円等によるものであります。

負債は251,777千円となり、前連結会計年度末と比べて15,676千円増加しました。その内訳は1年内返済予定の長期借入金の減少13,450千円、繰延税金負債の増加28,578千円等によるものであります。

純資産は879,632千円となり、前連結会計年度末と比べて1,159千円減少しました。その内訳は四半期純損失71,533千円の計上、新株式申込証拠金の増加12,879千円、その他有価証券評価差額金の増加51,852千円等によるものであります。

また、自己資本比率は77.5%（前連結会計年度末は78.9%）となりました。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は96,369千円であります。

また、当第1四半期連結累計期間におけるセグメント別の研究開発費は以下のとおりであります。

創薬事業	96,369千円
創薬支援事業	千円

(4) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

「第2 事業の状況 1 事業等のリスク (2) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(重要事象等)」に記載のとおり、当社グループは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該重要事象等を解消するために、当社グループは、創薬支援事業においては更に拡販に努めることで売上の上積みを図るとともに、創薬事業においては研究開発をさらに推し進め、新薬候補化合物を製薬企業等に導出することで契約一時金等の収入を獲得してまいります。さらに、研究開発の効率化及び諸経費の節減等により販売費及び一般管理費の圧縮に継続的に取り組んでまいります。

以上により、早期の全社業績の黒字化を達成し、当該重要事象等が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

なお、当社グループは事業活動を継続するための十分な手元資金を保有しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	72,800	72,990	大阪証券取引所 JASDAQ (グロース)	(注) 1、2
計	72,800	72,990		

- (注) 1. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
 2. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
 3. 提出日現在の発行数には、平成25年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年2月22日
新株予約権の数(個)	7,090個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 1
新株予約権の目的となる株式の数(注) 3	7,090株(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(注) 4	42,100円
新株予約権の行使期間	平成25年3月15日～平成30年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	42,100円 21,050円 (注) 4、5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

- (注) 1. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
 2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、平成25年12月期または平成26年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、連結営業利益（連結財務諸表を作成していない場合は営業利益）を計上した場合にのみ、新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 本新株予約権は、当該新株予約権者の死亡によって行使条件を欠くものとし、相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 本新株予約権の行使は、1個未満について分割して行うことはできない。
 - (6) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者で締結した「新株予約権割当契約書」によるものとする。
7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画（以下、「組織再編契約等」という）において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2.及び3.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)4.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前項(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 上記(注)5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
 上記(注)6.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 下記(注)8.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて組織再編契約等において決定する。

8. 新株予約権の取得に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)6.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は取締役会の決議により本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年1月1日～ 平成25年3月31日		72,800		2,270,759		818,213

(注)平成25年4月1日から平成25年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が190株、資本金が7,678千円、資本準備金が5,201千円それぞれ増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 72,800	72,800	権利内容に何ら限定のない当社における標準的となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	72,800		
総株主の議決権		72,800	

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	654,993	586,291
売掛金	85,421	93,847
商品及び製品	98,676	98,494
仕掛品	3,221	7,844
原材料及び貯蔵品	13,404	13,769
その他	57,438	52,598
流動資産合計	913,157	852,847
固定資産		
有形固定資産	53,672	50,052
無形固定資産	9,184	7,880
投資その他の資産		
投資有価証券	121,070	201,648
その他	19,808	18,981
投資その他の資産合計	140,878	220,630
固定資産合計	203,736	278,562
資産合計	1,116,893	1,131,410

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	825	-
1年内返済予定の長期借入金	36,666	23,216
未払金	35,604	33,629
未払法人税等	5,892	2,286
その他	30,506	42,196
流動負債合計	109,494	101,327
固定負債		
長期借入金	97,474	92,620
繰延税金負債	5,407	33,986
資産除去債務	23,724	23,842
固定負債合計	126,606	150,449
負債合計	236,101	251,777
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,270,759	2,270,759
新株式申込証拠金	-	12,879
資本剰余金	818,213	818,213
利益剰余金	2,207,020	2,278,554
株主資本合計	881,951	823,297
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,877	54,729
為替換算調整勘定	4,036	677
その他の包括利益累計額合計	1,159	54,052
新株予約権	-	2,282
純資産合計	880,792	879,632
負債純資産合計	1,116,893	1,131,410

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
売上高	127,346	177,048
売上原価	55,269	58,369
売上総利益	72,076	118,679
販売費及び一般管理費	187,120	189,706
営業損失()	115,043	71,027
営業外収益		
受取利息	173	57
為替差益	1,143	4,832
その他	519	410
営業外収益合計	1,836	5,299
営業外費用		
支払利息	791	465
新株予約権発行費	-	2,422
その他	203	203
営業外費用合計	995	3,091
経常損失()	114,201	68,819
特別損失		
固定資産除却損	148	-
減損損失	2,118	2,200
特別損失合計	2,266	2,200
税金等調整前四半期純損失()	116,468	71,020
法人税、住民税及び事業税	586	586
法人税等調整額	78	72
法人税等合計	507	513
少数株主損益調整前四半期純損失()	116,976	71,533
四半期純損失()	116,976	71,533

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	116,976	71,533
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	22,952	51,852
為替換算調整勘定	3,101	3,359
その他の包括利益合計	26,053	55,211
四半期包括利益	90,922	16,321
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	90,922	16,321

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間
(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

(会計方針の変更)

当社における貯蔵品の評価方法は、従来、総平均法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、先入先出法に変更しております。この変更は、仕入価格の変動を損益に適時に反映させることと会計業務の効率化を目的として、受注拡大に伴う受託試験サービスにおける貯蔵品の使用量の増加を契機に、行ったものであります。なお、この変更による損益への影響は軽微であり、遡及適用は行っておりません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
減価償却費	7,142千円	6,811千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	創薬支援事業	創薬事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	127,346		127,346
セグメント間の内部売上高又は振替高			
計	127,346		127,346
セグメント利益又は損失()	509	115,553	115,043

(注) セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しており差額はありません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第1四半期連結累計期間において、「創薬事業」に係る減損損失2,118千円を計上しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	創薬支援事業	創薬事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	177,048		177,048
セグメント間の内部売上高又は振替高			
計	177,048		177,048
セグメント利益又は損失()	56,705	127,732	71,027

(注) セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しており差額はありません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第1四半期連結累計期間において、「創薬事業」に係る減損損失2,200千円を計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額	1,992円44銭	982円60銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	116,976	71,533
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	116,976	71,533
普通株式の期中平均株式数(株)	58,710	72,800
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月7日

カルナバイオサイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 嘉之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。